

試験研究用等原子炉施設における原子力災害に備えた大洗町屋内退避及び
避難誘導計画パブリックコメント実施要綱

(令和3年6月1日告示第71号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、試験研究用等原子炉施設における原子力災害に備えた大洗町屋内退避及び避難誘導計画(以下「避難誘導計画」という。)を策定することに伴い、広く町民等に情報提供し、その意見を反映するためのパブリックコメント手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、避難誘導計画を策定する過程において、その案を広く公表して町民等から意見の提出を受け、この意見に対する町の考え方を公表することをいう。

2 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者

(周知)

第3条 町長は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、町のホームページ及び町の広報誌に掲載する方法等により、町民等への周知に努めるものとする。

(避難誘導計画案の公表)

第4条 避難誘導計画案の公表は、町のホームページへ掲載するとともに、生活環境課、大洗町役場1階ロビー、中央公民館行政情報コーナー、健康福祉センター1階窓口での閲覧及び生活環境課での配布により行う。

(意見の提出)

第5条 意見の提出方法は、持参、郵便、ファクシミリ及び電子メールにより行うものとする。

- 2 意見を提出しようとする町民等は、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)及び連絡先を明らかにしなければならない。
- 3 意見の提出期間は、当該避難誘導計画案を公表した日から起算して30日とする。
- 4 収集した個人情報については、大洗町個人情報保護条例(平成27月年大洗町条例第23号)に従って適切に取り扱うものとする。

(意見の取扱い)

第6条 町長は、前条の規定により提出された意見について、その内容を十分検討し、必要に応じ避難誘導計画案を修正するものとする。

2 町長は、期間内に提出された意見の概要、これに対する町の考え方及び避難誘導計画案が修正されたときは、当該修正案を公表するものとする。ただし、当該意見に大洗町情報公開条例(平成27年大洗町条例第24号)に規定する非公開情報が含まれている場合は、当該意見の全部又は一部を公表しないものとする。

3 前項の規定による公表については、第4条の規定を準用する。

(事務)

第7条 パブリックコメント手続の事務は、生活環境課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、試験研究用等原子炉施設における原子力災害に備えた大洗町屋内退避及び避難誘導計画を策定した日に、その効力を失う。